

翠が丘通信 vol.15

柳井商業高等学校跡地の利活用に関する情報をお知らせする『翠が丘通信』。

今回は、4月18日に開催されたストーンマーケット翠が丘公園の完成記念式典や今後開催予定のイベントなどについてお知らせします。

●問い合わせ ▼みどりが丘図書館 ☎②0628 ▼政策企画課 ☎②2111 内線471

ストーンマーケット翠が丘公園完成記念式典を開催



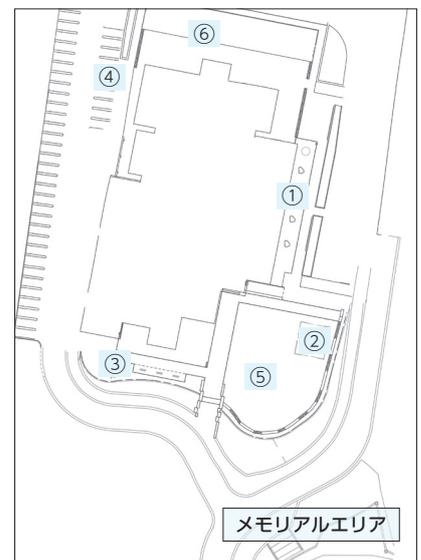
4月18日(金)、ストーンマーケット翠が丘公園（翠が丘防災運動公園）の多目的エリアで同公園の完成記念式典が開催され、関係者約20人が出席。井原市長は「この地が出会いや学びの拠点として愛されてほしい」と挨拶しました。

式典後、同公園の南西部に整備されたメモリアルエリアで記念行事が開催され、柳井商業高等学校の校章を使ったモニュメントの除幕式や同校の卒業生有志の寄付による桜の木の記念植樹が行われました。



◀モニュメントの除幕を行う（左から）市長、柳井商工高等学校・西村久典校長、柳井商工高等学校同窓会・福田としかつ敏勝会長、柳井商工高等学校硬式野球部後援会・国本たくや卓也会長

記念植樹を行う（左から）▶ 柳井商工会議所・藤本ふじもと憲治会頭、株式会社ストーンマーケット・中村なかもらたけし郎代表取締役会長、柳井商業高等学校OB記念植樹世話人の原田敬氏



右ページでストーンマーケット翠が丘公園の設備等を紹介しています

ストーンマーケット翠が丘公園の紹介

キッズエリア、インクルーシブスイング型ブランコといった子どもが楽しめるスペースや防災あずまや、かまどベンチ、災害用マンホールトイレなどの防災設備を設置しています。



①キッズエリア

子どもの自由な遊びを引き出す遊具を設置。子ども図書エリアと一体となった利用ができます。

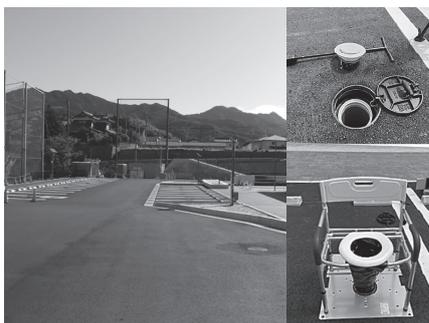


②インクルーシブスイング型ブランコ
年齢、能力等さまざまな個性や感性を持つ人が一緒に遊べる遊具を設置しています。



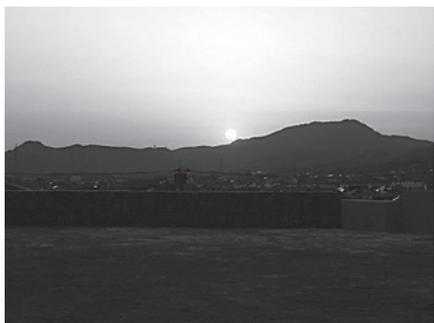
③防災エリア

防災あずまや、かまどベンチ、ソーラーパネル付き照明が設置されています。



④おもいやり駐車場

歩行が困難な人を対象とした駐車スペースです。災害用マンホールトイレを20基設置しています。



⑤多目的エリア

平常時はイベント広場、災害時は避難場所としてテントを設営できます。実は夕日映えスポットでもあります。



⑥憩いのエリア

図書館利用者が屋外で本を読んだり休憩する場です。災害時は避難場所としてテントを設営できます。

■みどりが丘図書館 5月・6月のイベント (図書館主催)

おはなし会(無料)

- 日時
5月24日(土) 10:30～11:30
- 場所
みどりが丘図書館おはなしのへや
- 内容
絵本「トトのかんぱい」ほか、紙芝居「きんたろう」、英語絵本「No, David!」
- 出演
おはなし倶楽部ほぴんず

音読ヘルス講座(無料・要申込)

楽しく声を出すことで脳を鍛え健康を増進します。

- 日時
6月14日(土) 13:30～15:00
- 場所
みどりが丘図書館スタジオ2
- 講師
瀬川嘉さん(一社) 日本朗読検定協会認定音読ヘルストレーナー
- 定員
20人
- 持参物
ふた付きの飲み物
- 申込開始
5月13日(火) 9:30～

映画上映会(無料・要申込)

- 日時
6月21日(土) 13:30～15:10
- 場所
みどりが丘図書館スタジオ2
- 内容
映画「アルジャーノンに花束を」の上映
- 定員
40人程度
- 申込開始
5月13日(火) 9:30～



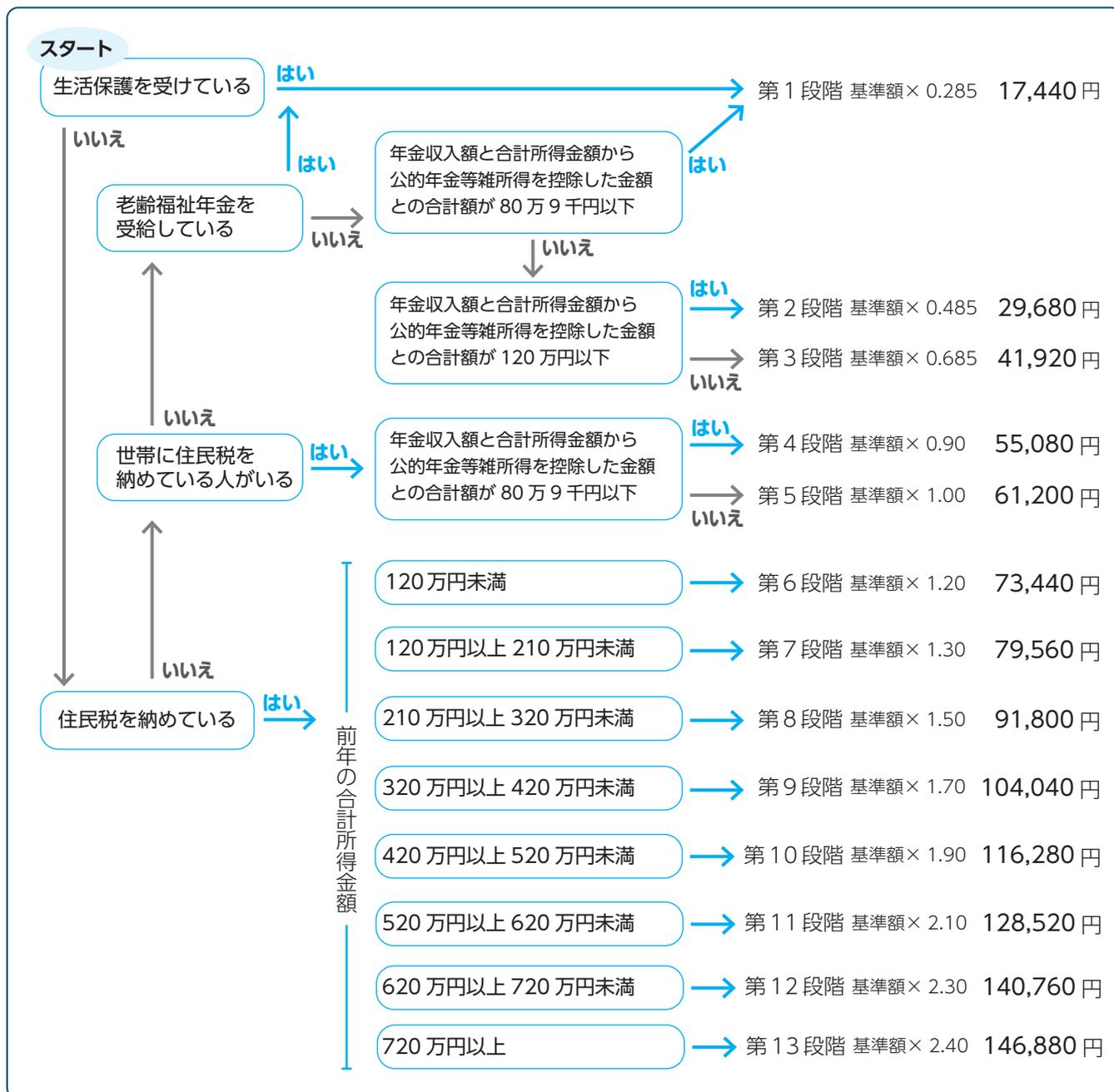
令和7年度 介護保険料

介護保険は介護を予防し、また介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるように、社会全体で連帯して支えあう制度です。40歳以上の全ての人が介護保険の被保険者となります。64歳までの人の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれていますが、65歳以上の人は医療保険料とは別に納めることになります。

- 65歳以上の人の令和7年度の保険料基準額は、昨年度までと同じ**61,200**円です。
- 第1段階から第3段階の保険料を継続して軽減しています。

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎2111 内線 155～157

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額(65歳以上)



※年金収入額

課税対象となる公的年金の収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

※合計所得金額

収入金額から必要経費(給与所得控除、公的年金控除など)を控除した金額を合算したものです。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は特別控除額を控除します。令和7年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料は以下のとおり計算します。

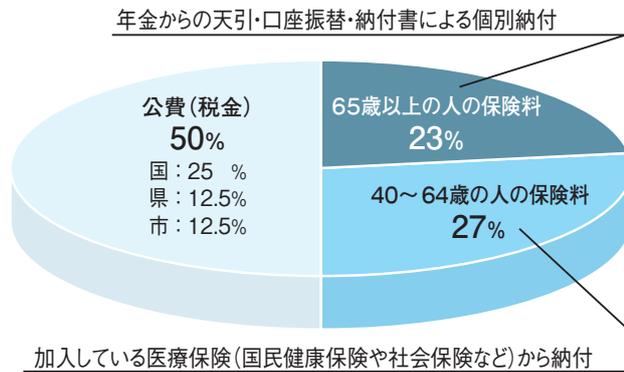
●第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

65歳以上の人の保険料はこうして決定

介護保険給付費用・地域支援事業費用の23%を65歳以上の人が負担することになっています。今期の保険料は、これらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。

個人の年間保険料額はこの「基準額」をもとに、4ページのとおりの所得段階に応じて決まります。どの所得段階区分に該当するかは各年度ごとに決定します。



保険料の納め方は

○特別徴収

- ▼介護保険料は原則、年金から天引きします(特別徴収)。年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- ▼4・6・8月の徴収額は仮徴収期間として、原則、前年度2月の天引額と同額です。6月に年間保険料額が決定した後、8月以降の徴収月ごとの徴収額が極力均等になるように8月の仮徴収額を調整します。
- ▼10月以降は本徴収期間となり、決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額が、10・12・2月の本徴収額となります。

○普通徴収

- ▼年金の年額が18万円未満の人など特別徴収による納付ができない人は、納付書や口座振替で個別に納めることとなります。
- ▼原則として、6月から翌年3月までの各月の月末が納期となります。
- ▼納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」では使用できません。

※普通徴収の対象となるのは

- ▼年金の年額が18万円未満の人
- ▼老齢福祉年金を受給している人
- ▼65歳になったばかりの人
- ▼年金が一時給付停止状態の人など

保険料額の通知は6月中旬に

年間の保険料額や納付方法などが記載されていますので、内容をご確認ください。

普通徴収の人は口座振替がおすすめ

納め忘れがない口座振替が便利です。市の指定金融機関・収納代理金融機関で利用できます。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができますが、介護保険料は特別徴収が原則となっているため、特別徴収の人が口座振替に変更することはできません。

苦情・相談などは

市の窓口のほか、次のところでも受け付けています。
山口県国民健康保険団体連合会介護保険課
☎ 083-995-1010

保険料の納め忘れはありませんか

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

■保険料を1年以上滞納すると

サービス利用時に利用者が利用料の全額をいったん負担し、申請により後で介護給付費が支払われることとなります。

■1年6カ月以上滞納すると

利用者が利用料の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

■2年以上滞納すると

利用者負担が3割(4割の場合も)に引き上げられるなどの措置がとられます。

※災害等で財産について著しい損害を受けるなど特別な事情により納めることが困難なときは、徴収猶予や減免を受けることができる場合があります。高齢者支援課に相談してください。

市職員採用試験情報

●申込先・問い合わせ 総務課 ☎2111 内線 431

職 種・ 採用予定人数		受験資格	試 験			その他
			1次試験		2次試験	
			日にち	時間・内容	時期・内容	
上級	行政職	4人程度	7/13 日	10:00～16:00 教養試験 専門試験 適性検査	8月下旬 作文試験 面接	○会場 市役所 ○採用 令和8年 4月1日 以降
	土木 技術職	2人程度		13:00～16:00 専門試験 適性検査		
	建築職	2人程度				

○申込方法

電子申請または郵送で申し込んでください。

○申込期限

▼電子申請

6月5日(木) 17:00

▼郵送

6月12日(木) ※消印有効

現役職員からのメッセージ等は
こちら



市県民税・森林環境税・国民健康保険税

納税通知書を送付します

●問い合わせ 税務課 ☎2111 内線 133,134

市県民税など

■発送日 6月2日(月)

市県民税などを給与天引で納付している特別徴収の人には、事業所を通じて特別徴収決定通知書を送付しています。

令和7年度(令和6年分所得)所得証明書・所得課税証明書

- 発行開始 6月2日(月) ※特別徴収の人も同様です。
- 場 所 税務課、各出張所・連絡所、コンビニ
- 必要書類 本人確認ができるもの
(コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要)

国民健康保険税

■発送日 6月11日(水)

■税率と賦課限度額が一部変わります ※青字が変更箇所。()内の数字は昨年度。

	所得割 基礎控除※後の 総所得金額等 ×	均等割 被保険者1人 につき	平等割 1世帯につき	
医療保険分	7.4%	25,800円	20,400円	合計額(A) 限度額 66万円 (65万円)
後期高齢者医療制度支援金分	2.5%	8,700円	7,400円	合計額(B) 限度額 26万円 (24万円)
介護保険分(40歳～64歳)	2.5%	8,000円	6,600円	合計額(C) 限度額 17万円

※基礎控除額 43万円

(A) + (B) + (C) = 国民健康保険税額

■均等割額・平等割額の軽減対象範囲が拡大されます ※2割・5割軽減の対象範囲が拡大。

軽減割合	令和6年度基準
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 54万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

令和7年度基準	
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※変更なし
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)